

○指令情報センターにおいて取り扱う電磁的記録の管理に関する要綱

平成22年4月26日消防長訓（指）第4号

改正

平成25年3月8日消防長訓（司）第8号

令和元年6月28日消防長訓第2号

令和3年9月29日消防長訓（司）第16号

令和5年3月30日消防長訓（司）第12号

令和7年10月27日消防長訓第33号

令和8年9月15日消防長訓（司）第28号

指令情報センターにおいて取り扱う電磁的記録の管理に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、指令情報センター運用要綱（以下「運用要綱」という。）第12条の規定に基づき記録、収録した通信内容（以下「電磁的記録」という。）の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

（電磁的記録）

第2条 電磁的記録とは、指令管制官が職務上作成し、又は取得した電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することのできない方式で作られた記録であって、指令管制官が組織的に用いるものとして、指令情報センターにおいて電磁的記録媒体で保有しているものをいう。

（指令情報センター長の責務）

第3条 指令情報センター長（以下「センター長」という。）は、電磁的記録の保存に当たってき損、滅失、改ざん、漏えい等が生じないように必要な措置を講じ、適切に管理しなければならない。

（電磁的記録の持ち出しの禁止）

第4条 電磁的記録は、原則として庁外へ持ち出してはならないものとする。ただし、センター長が必要と認めた場合は、この限りでない。

2 庁外とは、当該電磁的記録を管理している指令管制官が執務を行うための施設及び設備の設置場所以外の場所をいう。

（電磁的記録の保存及び廃棄）

第5条 電磁的記録（静止画又は動画による災害通報の記録を除く。）の保存及び廃棄については、次のとおりとする。

- (1) 災害通報（指令情報センター運用規程第2条第4号に定める災害通報をいう。以下同じ。）に関するものについては、災害通報を受理した日の翌日から起算して30日保存するものとする。
- (2) 前号以外のものについては、消防局公文書管理規程第34条第2項に基づき、事務処理上必要でなくなった後速やかに廃棄するものとする。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、センター長が特に必要と認めるものについては、この限りではない。

2 前項第1号の期間の算定については、民法（明治29年法律第89号）第140条の規定に基づき取り扱うものとする。

（電磁的記録の情報提供）

第6条 消防局長（以下「局長」という。）は、次に掲げる者から死亡者の個人情報記録、収録された電磁的記録に関する情報提供（以下「情報提供」という。）の申し出があったときは、当該情報を提供することができる。

- (1) 死亡者の遺族（配偶者及び二親等までの血族）
- (2) 前号に該当する者がいない場合については、甥・姪など近親の血族、その他生計を同じくしていたものなど情報提供を申し出る正当な理由があると認められる者
- (3) 前2号に掲げる者が未成年若しくは成年後見人である場合の法定代理人又は前2号に掲げる者の委任による代理人

（情報提供の範囲及び方法）

第7条 情報提供の範囲は、当該通信内容を含む電磁的記録の全部又は一部とする。

2 情報提供の方法は、原則として次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 電磁的記録の視聴
- (2) 電磁的記録の写しの交付

3 前項第1号の視聴を行う場所は、センター長が指定する場所とする。

（情報提供の手続）

第8条 申出者から局長に第1号様式による情報提供申出書の提出があったときは、次に掲げる書類の提示又は提出を申出者に求めるものとする。

- (1) 本人であることを確認できる書類
- (2) 死亡していることを確認できる書類
- (3) 申出者が第6条第1号に掲げる者の場合は、死亡者と申出者の続柄を確認できる書類
- (4) 申出者が第6条第2号に掲げる者の場合は、死亡者と申出者の関係及び情報提供を申し出

る正当な理由を確認できる書類

- (5) 申出者が第6条第3号に掲げる者の場合は、法定代理人又は代理人であることを確認できる書類

(情報提供の決定)

第9条 局長は、電磁的記録の全部又は一部を情報提供する時は、申出者に対し、情報提供決定通知書（第2号様式）により通知しなければならない。

- 2 局長は、電磁的記録に関する情報提供をしないときは、申出者に対し情報非提供決定通知書（第3号様式）により通知しなければならない。

(情報非提供の事由)

第10条 局長は、情報提供の申し出があった電磁的記録について、次に掲げる事由があった場合は、当該記録を情報提供しないことができる。

- (1) 特定人の意思、名誉等を損なうおそれのあるとき
- (2) 申出者以外の個人の権利利益を損なうおそれのあるとき
- (3) 前2号のほか当該情報提供を不当とする相当な事由が存するとき

(情報提供に係る手数料等)

第11条 情報提供に係る手数料は、無料とする。

- 2 電磁的記録の写しの交付を求められた場合は、当該写しの作成及び送付に要する費用を申出者に求めるものとする。

(受付及び事務)

第12条 情報提供に係る申出受付は総務課、事務は司令課において行う。

附 則

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則（平成23年11月8日消防長訓（総）第16号）

この要綱は、訓令の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成25年3月8日消防長訓（司）第8号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年6月28日消防長訓第2号抄）

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和3年9月29日消防長訓（司）第16号）

この要綱は、令和 3 年10月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月30日消防長訓（司）第12号）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年10月27日消防長訓第33号）

この要綱は、令和 7 年11月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 9 月15日消防長訓（司）第28号）

この改正要綱は、訓令の日から施行する。

第1号様式（第8条関係）

第1号様式（第8条関係）（A4）

情報提供申出書	
年 月 日	
大阪市消防局長 様	
申出者（本人） 住所又は居所 氏名 （電話番号） （代理人） 住所又は居所 氏名 （電話番号）	
次の災害における電磁的記録に係る情報提供を申し出ます。	
災 害 発 生 日 時	年 月 日 時 分 ころ
災 害 発 生 場 所	区 町 丁 目 番 号
個人情報の本人と申出者との関係	
申 出 の 理 由 等	
提 供 方 法 の 区 分	☐ 視聴 ☐ 写しの交付
※ 申 出 者 確 認 欄	申出者本人確認書類等 ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険資格確認書 ☐ 旅券 ☐ その他（ ）
※ 備 考	
注1 申出者が法定代理人又は代理人の場合は、代理をする本人の住所又は居所、氏名及び電話番号も記入してください。 注2 提供方法の区分欄の該当する□に✓を付けてください。 注3 ※欄については、記入しないでください。 注4 申出時には次の書類の提示又は提出が必要です。 ・ 本人、代理人であることを確認できる書類	

- ・ 個人情報の本人と申出者の関係を確認できる書類

第2号様式（第9条第1項関係）（A4）

情報提供決定通知書

大消司第 号
年 月 日

様

大阪市消防局長

年 月 日付けの電磁的記録に係る情報提供については、次のとおり提供することを決定したので通知します。

申出者の氏名及び住所			
提供する電磁的記録	災害発生日時：	年	月 日 時 分 覚知
	災害発生場所：	区	町 丁目 番 号
提供の日時			
提供の場所			
提供の範囲	全 部		
	一 部	一部を提供しない理由	
提供方法の区分	☐ 視聴 ☐ 写しの交付		
担 当	大阪市消防局 警防部司令課 電話 ０６－４３９３－６６５１		
備 考			

注 電磁的記録の情報提供を受ける際には、この通知書及び申出者であることを確認する書類を提示又は提出してください。

第3号様式 (第9条第2項関係) (A 4)

大消司第 号
年 月 日

大阪市消防局長

申出者の氏名及び住所	
提供を求めた電磁的記録	災害発生日時： 年 月 日 時 分 覚知 災害発生場所： 区 町 丁目 番 号
提 供 し な い 理 由	
担 当	大阪市消防局 警防部司令課 電話 ０６－４３９３－６６５１
備 考	